

1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割

1.1 福祉用具の役割

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 1時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、公益財団法人テクノエイド協会が認定する福祉用具プランナー及び福祉用具プランナー管理指導者研修修了者(以下「福祉用具プランナー等」という。)、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。)及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支えるうえで果たす役割を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 福祉用具の定義について、介護予防と自立支援の考え方を踏まえて概説できる。
- ・ 福祉用具の種類を概説できる。
- ・ 高齢者等の暮らしを支えるうえで福祉用具の果たす役割をイメージできる。

(6) 内容

○ 福祉用具の定義と種類

- ・ 介護保険制度や障害者総合支援法等における福祉用具の定義と種類
※福祉用具の対象種目については、最新の情報を踏まえた講義内容とする。

○ 福祉用具の役割

- ・ 利用者の日常生活活動(Activities of Daily Living。以下「ADL」という。)等の改善
- ・ 介護予防
- ・ 自立支援
- ・ 介護負担の軽減

○ 福祉用具の利用場面

※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。

(7) 事前準備と心構え

- ・ 本科目は福祉用具専門相談員指定講習会の基礎であるため、講師は指定講習の全体構成を把握したうえで、本科目の指導要領を踏まえ講義資料を準備する。

(8) 指導の視点

- ・ 福祉用具の役割を理解するうえで、日本の超高齢社会の現状や今後の課題を伝える。
- ・ 介護保険制度及び障害者総合支援法の対象となる福祉用具のみならず制度外の福祉用具も含め福祉用具の種類(最新の用具も含む)を伝える。
- ・ ADL の改善、自立支援、介護負担軽減はもとより介護予防の視点も加えて指導内容に含めることが求められる。
- ・ 高齢者等の自立支援や介護予防において、福祉用具が高齢者の生活をどのように支えているのかをイメージできるよう、福祉用具の果たす役割を具体的に伝える。
- ・ 本科目は福祉用具専門相談員指定講習会の基礎であり、本科目の内容と他の科目とのつながりを意識することが重要である。
- ・ 総論的な内容も多くなるため、受講者の理解を深めるために、グラフやイラスト、表などを活用し、満遍なく講義を展開することが求められる。
- ・ 制度、社会情勢、福祉用具も刻々と変化するため、その変化を踏まえた最新の内容を伝えることが求められる。

<他科目との関係性>

- ・ 福祉用具の種目については「4.1 福祉用具の特徴」と「4.2 福祉用具の活用」にて取り上げるため、一覧表などの提示に留め、掘り下げ過ぎないように配慮する。
- ・ 本科目は総論であるため、他の科目で取り上げる内容に関しては、上記注意事項と同様に必要以上に掘り下げず、本科目の到達目標に焦点を絞った研修内容にする。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示します。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—
テーマ1 (5分)	○超高齢社会の現状と課題	現状のみならず今後の課題について伝える。グラフなどを活用することが望まれる。	講義
テーマ2 (15分)	○福祉用具の定義と種類 ○介護保険制度の福祉用具 ○障害者総合支援制度の福祉	制度、社会情勢の変化を踏まえるとともに最新の情報を表などにして伝えることが必要である。	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
	用具 ○制度外の福祉用具		
テーマ3 (15分)	○福祉用具の役割 ○ADLの改善 ○自立支援の視点 ○介護負担の軽減 ○介護予防の視点	福祉用具がどのように高齢者や障害者の生活を支えているのかを具体例を挙げながら説明する。	講義
テーマ4 (10分)	○福祉用具の安全性について	安全確保のために必要な視点を説明する。	講義
まとめ (10分)	福祉用具の役割の確認	目的、到達目標の理解度の確認の機会とする。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 人口ピラミッド、年齢区分別(年少人口、生産年齢人口、老年人口)推計値と介護人材の不足の予測値のグラフ、テキストの表を活用 ※指定講習実施時点で最新の情報を使用すること
 - 厚生労働省「我が国の人口ピラミッド」、「年齢3区分別人口の推移」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/indexyk11.html>
 (ホーム > 統計情報・白書 > 各種統計調査 > 統計要覧一覧 > 厚生統計要覧 > 第1編 人口・世帯 第1章 人口)
 - 厚生労働省「介護人材確保に向けた取組」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02977.html
 (ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 介護人材確保に向けた取組)

(11) 確認ポイント

- ☐ 超高齢社会において、住環境整備、中でも福祉用具の役割は極めて重要であることを(将来的な視点も含めて)理解できている。
 - ☐ 福祉用具は高齢者のみが使うものではないこと(障害者も対象であること)を理解できている。
 - ☐ 高齢者や障害者の生活を支える福祉用具には、介護保険制度及び障害者総合支援法の対象となっていないものも多くあることを理解できている。
 - ☐ 自立支援(自分でできなかったことを自分でできること)の重要性を理解できている。
 - ☐ 福祉用具は道具であり、リスクが隣り合わせであること(リスクを軽減するためには福祉用具専門相談員の役割が重要なこと)を理解できている。

1.2 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理

(1) 形式

- ・ 講義

(2) 時間

- ・ 1時間

(3) 講師要件

- ・ 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー等、大学院等教員及び前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

(4) 目的

- ・ 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解し、高齢者等を支援する専門職であることを認識する。
- ・ 福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。

(5) 到達目標

- ・ 福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列挙できる。
- ・ 介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、サービス事業者としての社会的責任について留意点を列挙できる。

(6) 内容

- 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割
- 福祉用具専門相談員の業務内容
 - ・ 福祉用具による支援(利用目標や選定の援助、福祉用具貸与計画等の作成、使用方法の指導、機能等の点検等)
- 福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務
 - ・ 指定基準(人員基準・設備基準・運営基準)
 - ・ 介護サービス事業者としての社会的責任(法令順守、継続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等)
 - ・ 地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ
 - ・ 福祉用具専門相談員の倫理(法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等)
 - ・ 自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上)

(7) 事前準備と心構え

- ・ 本科目は「1.1 福祉用具の役割」と同様、福祉用具専門相談員指定講習会の基礎であるため、講義のはじめには、資格取得に向けて受講者の学習意欲を高めることを意識しながら、本科目を学ぶ意義として、福祉用具専門相談員が超高齢社会において果たしている役割を全体像として伝える。
- ・ 講師は、介護保険制度改正を踏まえ、最新の福祉用具サービスと福祉用具専門相談員の業務内容について事前に理解を深めておく。
- ・ 既に福祉用具貸与事業所で一定期間現場経験をしている受講者がいる一方、介護分野の知識・技術や経験を持たない受講者もいることを理解し、受講者全員が理解できる内容として講義を進める必要があることを意識しておく。
- ・ 講義の振り返りでは、本科目の到達目標に関連する福祉用具専門相談員の業務内容と職業倫理内容を再度整理するとともに、以降に学ぶ科目の内容は、専門職として修得すべき知識・技術の基本であることや、福祉用具専門相談員には自己研鑽の努力義務があり、指定講習受講後も経験を積み上げながら継続的に研鑽することの必要性和重要性を改めて伝える。

(8) 指導の視点

- ・ 福祉用具専門相談員の業務の具体的内容は以降の科目で学ぶため、本科目では受講者が業務を全体的に列挙できることを意識して講義を行う。
- ・ 事業所の指定基準や業務継続計画の策定や研修等については、社会的責任の一つとして概要を伝える程度に留める。
- ・ 職業倫理については特に重視し、法令順守、守秘義務、説明責任、他職種との連携、専門性の向上、社会貢献など、受講者が列挙できるように用語について丁寧に解説し、専門職としての意識を受講者が高められることを意識して講義を行う。

<他科目との関係性>

- ・ 地域包括ケアシステムについては「2.1 介護保険制度等の考え方と仕組み」で具体的に学ぶため、本科目では医療職からの情報収集や他の介護職との協働の必要性や、チームアプローチと多職種連携の重要性を理解できるようにすることに主眼を置いて講義を行う。

(9) 講義の進め方

以下に本科目の進め方の例をお示します。講義内容、時間配分の参考にしてください。

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
導入 (5分)	あいさつ 本科目を学ぶ意義の説明 目的と到達目標の共有	本科目を学ぶ意義を伝え、目的と到達目標を共有する。	—

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
テーマ1 (7分)	○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割	介護保険制度上の位置付けと、超高齢社会において期待されている役割などについて講義する。	講義
テーマ2 (10分)	○福祉用具専門相談員の業務内容 ・福祉用具による支援(利用目標や選定の援助、福祉用具貸与計画等の作成、使用方法の指導、機能等の点検等)	業務の全体像がイメージでき、列挙できるよう講義する。業務内容一つ一つが詳細になり過ぎないように留意する。	講義
テーマ3 (7分)	○福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務 ・指定基準(人員基準・設備基準・運営基準) ・介護サービス事業者としての社会的責任(法令順守、継続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等)	指定基準や業務継続計画の作成など、基本知識として講義する。事業者としての責務については概要の説明に留める。	講義
テーマ4 (10分)	○地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ	地域包括ケアシステムの詳細説明ではなく、医療・介護連携とチームアプローチの必要性和重要性について理解できるよう、連携の具体事例を用いながら説明することが望ましい。	講義
テーマ5 (10分)	○福祉用具専門相談員の倫理(法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等)	職業倫理の守秘義務等の内容について、実際の介護現場で留意する場面なども含めて丁寧に説明し、専門職としての意識を高められるよう理解を促す。	講義

指導項目	内容	指導方針	進め方(例)
テーマ6 (5分)	○自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上)	自己研鑽の努力義務規定を説明する。指定講習受講後に OJT を中心に知識及び技能を積み上げていく必要性を、具体事例を交えて説明することが望ましい。	講義
まとめ (6分)	到達目標に関連する内容の整理 自己研鑽課題の認識の促し	目的、到達目標の理解度の確認とともに、継続的なスキルアップの重要性について再度認識を促す。指定講習受講後の継続的な研修機会の確保の方法についても説明する。	講義

(10) 教材・参考資料

- ・ 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 倫理綱領
<https://www.zfssk.com/rsm/rinri.html>
(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ > ふくせんとは > 倫理綱領)
- ・ 厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会(第 220 回)(令和5年7月 24 日)資料
【資料7】福祉用具・住宅改修 「福祉用具専門相談員について」(p.6)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001123924.pdf>
(厚生労働省 ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会(介護給付費分科会) > 第 220 回 社会保障審議会介護給付費分科会(web 会議)資料)

(11) 確認ポイント

- ☐ 福祉用具専門相談員の業務内容を、運営基準の福祉用具貸与・特定福祉用具販売の具体的取り扱い基準を中心に列举できる。
 - ☐ 福祉用具専門相談員としての職業倫理について、法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位など、一つ一つの内容と実際の介護現場で留意すべき点を列举できる。